



主な内容

議会だより	2～5 P
町長コラム	5 P
お知らせ	6～7 P
いしいスナップ	8 P
健康メモ	9 P
ふれあい広場	10～11 P
介護予防のための『基本チェックリスト』	12 P

は(春)・ひ(人)・ふ(藤)フェスタ  
～元気発信 in いしい2010～(4月18日石井駅前・池田児童公園)

藤まつり期間中の新たなイベントとして、石井町主催により今年初めて開催されました。幼稚園や保育所の子どもたちの歌や踊り、鈴木仁美先生のクッキングショー、交通安全寸劇、うぐいす春夫先生の講演やもち投げなど、みんなが楽しめる内容で、お祭りは大盛況。地元の特産物やたこ焼きなどの屋台も立ち並び、石井駅前には多くの人々でにぎわい、活気あふれる一日となりました。

町民のうごき

総数 26,693人・男 12,716人・女 13,977人・世帯数 9,672世帯 平成22年5月1日現在

石井町の広報

『文字放送』	(石井有線テレビ)	毎日
『石井町政だより』	(徳島新聞・ホームページ)	毎月第3火曜日
『ホームページ』	<a href="http://www.town.ishii.lg.jp/">http://www.town.ishii.lg.jp/</a>	

# 議会だより

平成22年第1回定例議会を3月8日から3月19日までの12日間の日程で開催しました。  
本定例会に提出された議案はすべて原案どおり可決されました。

## 当初予算

●平成22年度石井町一般会計  
予算

予算の総額

79億8,300万円

主な歳出の内容

表1のとおり

主な歳入の内容

表2のとおり

●平成22年度石井町国民健康  
保険特別会計予算

予算の総額

28億8,297万5千円

主な歳出の内容

総務費

保険給付費

共同事業拠出金

主な歳入の内容

国民健康保険税

5億2,865万4千円

7億6,654万2千円  
療養給付費等交付金  
1億392万5千円  
前期高齢者交付金  
5億6,964万3千円  
共同事業交付金  
4億5,780万9千円

●平成22年度石井町老人保健  
特別会計予算

予算の総額  
1,100万円

主な歳出の内容  
医療諸費 831万円

主な歳入の内容  
支払基金交付金 541万4千円  
国庫支出金 353万7千円  
一般会計繰入金 115万7千円

●平成22年度石井町住宅新築  
資金等貸付事業特別会計予算

予算の総額  
925万6千円

歳出の内容  
貸付事業費 47万円  
公債費 878万6千円

主な歳入の内容  
貸付金元利収入 680万円  
県支出金 88万6千円  
一般会計繰入金 156万6千円

●平成22年度石井町給与集中  
管理特別会計予算

予算の総額  
13億7,970万円

歳出の内容  
給与費 13億7,970万円  
歳入の内容  
給与振替収入 13億7,970万円

●平成22年度石井町後期高齢  
者医療特別会計予算

予算の総額  
2億7,780万円

主な歳出の内容  
後期高齢者医療広域連合納付金 2億7,115万4千円  
総務費 448万6千円  
後期高齢者医療保険料 2億904万8千円  
一般会計繰入金 6,779万6千円

●平成22年度石井町介護保険  
特別会計予算

予算の総額  
21億5,454万2千円

主な歳出の内容  
総務費 8,482万4千円  
保険給付費 20億976万9千円  
地域支援事業費 5,366万3千円

●平成21年度石井町一般会計  
補正予算(第5号)

補正額  
△1億1,206万9千円

予算の総額  
78億3,939万4千円

主な歳入の内容  
介護保険料 3億4,975万1千円  
国庫支出金 4億7,890万円  
支払基金交付金 6億694万5千円

●平成22年度石井町水道事業  
会計予算

水道事業収益 4億9,674万6千円  
水道事業費 4億3,533万1千円

資本的収支  
収入 1,610万円  
支出 1億6,870万1千円  
資本的収支の差引不足額1億5,260万1千円は、当年度分損益勘定留保資金6,541万2千円及び減債積立金8,718万9千円で補てんします。

## 補正予算

主な歳出の内容  
一般管理費 △1,674万5千円  
財産管理費 △1,053万円  
財政調整基金費 1,100万円  
社会福祉総務費 1,919万1千円  
老人福祉費 △3,771万3千円  
老人保健事業費 1,311万1千円  
後期高齢者医療費 △1,157万7千円  
児童措置費 △2,326万1千円  
保育所費 △1,425万4千円  
し尿処理費 △1,598万4千円  
道路新設改良費 4,583万4千円  
河川総務費 1,050万円  
街路事業費 △1,078万5千円  
公園費 4,904万5千円  
住宅建設促進費 △1,700万円  
消防施設費 △2,330万2千円

《表2》平成22年度一般会計主な歳入

名 称	予算額 (千円)	構成比 (%)
町 税	2,569,451	32.2
地 方 交 付 税	1,900,000	23.8
町 債	864,900	10.8
国 庫 支 出 金	824,546	10.3
県 支 出 金	582,058	7.3
繰 入 金	484,931	6.1

《表1》平成22年度一般会計主な歳出

名 称	予算額 (千円)	構成比 (%)
民 生 費	2,766,936	34.7
教 育 費	1,504,001	18.8
公 債 費	1,102,067	13.8
衛 生 費	974,145	12.2
総 務 費	719,529	9.0
消 防 費	372,364	4.7
土 木 費	299,411	3.7

**◆地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業**  
町道新設改良事業 5,000万円  
河川等新設改良事業 1,050万円  
都市公園整備事業 5,264万3千円  
この交付金事業については、年度末であるため、繰越明許費として、平成22年度へ繰り越して執行します。

**主な歳入の内容**  
町税 1,827万8千円  
地方譲与税 △1,413万7千円  
地方交付税 2,000万円  
国庫支出金 6,115万1千円  
県支出金 △1,745万9千円  
繰入金 △1億7,576万3千円  
●平成21年度石井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 補正額 △1億1,820万6千円  
予算の総額 28億898万3千円

中学校建設費 △1,624万6千円  
体育施設費 △1,220万9千円

**主な歳出の内容**  
保険給付費 △318万4千円  
共同事業拠出金 △1億916万4千円  
●平成21年度石井町老人保健特別会計補正予算(第1号) 補正額 884万円  
予算の総額 2,750万円

**主な歳入の内容**  
医療諸費 △133万円  
諸支出金 1,020万円  
支払基金交付金 △825万5千円  
一般会計繰入金 1,311万1千円  
●平成21年度石井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 600万9千円  
予算の総額 1,835万7千円  
貸付事業費 441万7千円

公債費 159万2千円  
**主な歳入の内容**  
一般会計繰入金 △334万7千円  
繰越金 934万円  
●平成21年度石井町給与集中管理特別会計補正予算(第2号) 補正額 △1,297万2千円  
予算の総額 13億3,382万9千円

**歳入の内容**  
給与費 △1,297万2千円  
給与振替収入 △1,297万2千円

●平成21年度石井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 補正額 △490万9千円  
予算の総額 2億4,750万円

**主な歳入の内容**  
後期高齢者医療広域連合納付金 △378万7千円  
後期高齢者医療保険料 △434万6千円  
●平成21年度石井町介護保険特別会計補正予算(第3号) 補正額 △5,628万7千円

**条例の一部改正**  
●石井町長、副町長及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、町長の給料を20%、副町長及び教育長の給料を15%減じて支給するため本条例を改正しました。

●石井町課設置条例の一部を改正する条例について  
行政改革の一環である課の再編を実施するため、室の新設及び課名変更等を行うことに伴い、本条例を改正しました。

●石井町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

**予算の総額** 22億4,710万5千円  
**主な歳出の内容** △5,567万5千円  
保険給付費 △1,110万5千円  
**主な歳入の内容**  
国庫支出金 △1,030万4千円  
県支出金 △1,670万2千円  
支払基金交付金

公民館分館主事を公民館分館長に名称変更をするため、本条例を改正しました。

●石井町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

石井町敬老祝金について、支給年齢、支給金額等を変更することに伴い、本条例を改正しました。

●石井町学童保育条例の一部を改正する条例について

石井にこにこクラブの利用児童数の増加に伴い、新しく石井ふじっこクラブを新設するため、本条例を改正しました。

### 条例の廃止

●石井町身体障害者等ホームヘルプ手数料徴収条例を廃止する条例について

障害者自立支援法等の改正により、当該手数料は町が徴収するものではなくなつたため、本条例を廃止しました。

### 人 事

●人権擁護委員候補者の推薦について

現人権擁護委員、清重弘子氏（高川原）の任期が平成22年6月30日に満了することに伴い、その後任候補者として

同氏を再推薦することが同意されました。

### そ の 他

●町道の認定について

道路法第8条第2項の規定に基づき石井261号線（石井1112-5、石井1112-9）を町道に認定するため、議会の議決を得ました。

### 議員提出議案

●永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣に提出しました。  
●岩佐透町議会議員辞職勧告決議  
岩佐透町議会議員の辞職勧告決議が可決されました。

### 請 願

●永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見

書の提出を求める請願書が、採択されました。

### 町政の概要

■課の再編

産業経済課は、農業・産業・観光の活性化をさらに推進していくため、「いきいき産経課」と名称変更します。

企画財政課の企画、広報部門と総務課の秘書を統合し、「秘書企画室」を設置します。それに伴い、企画財政課は「財政課」と名称変更します。保育所を統括し、今後の運営等を企画していくため「保育支援室」を設置します。

■児童福祉施策

次世代育成支援行動計画（前期5カ年計画）が平成21年度末で終了するため、前期計画の検証・見直しなどを行い、平成22年度から始まる後期5カ年計画を策定します。

後期計画では、安心・安全に子育てできるように次世代育成支援に関する総合的な相談体制やサービス提供体制を構築するなど、少子化対策や子育て支援について積極的に取り組みたいと考えています。

■環境保全・公衆衛生

野焼きによる大気汚染被害や公共水域への排水による水質汚濁被害、ゴミの不法投棄など、住民生活に影響を及ぼす環境被害の防止に向け、積極的な啓蒙・啓発活動を行っていききたいと考えています。

■敬老祝金

敬老祝金の支給年齢について、現在の80歳と90歳到達者を、徳島県の米寿対象者と同じく「9月30日までに88歳に達する者」と100歳到達者に変更します。88歳到達者に対し10月に1万円を支給し、100歳到達者に対し誕生日に3万円を支給します。

■がん検診

40歳以上の方を対象に、保健センター、各地区公民館分館及び各医療機関で、がん検診を実施します。集団検診は4月から6月の間、無料がん検診フェアは平成23年1月12日と2月6日の2日間に実施予定です。なお、平成22年度も引き続き子宮がん検診を除き、受診料を無料とします。がんの早期発見のためにも、少しでも多くの方に検診を受診していただきたいと思えます。

■ワクチン接種費用助成

インフルエンザ菌b型(Hib)

ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの接種費用助成事業を平成22年10月1日から実施する予定です。接種対象者は、ヒブワクチンが生後2カ月から7カ月未満児、子宮頸がん予防ワクチンが小学校6年生から中学3年生までの女兒とし、公衆衛生の向上や個人の疾病予防に寄与することを目的に、それぞれ接種費用の全額を助成します。

■農業の振興

平成22年度から米戸別所得補償モデル事業ならびに水田利活用自給力向上事業が実施されます。どちらも本格実施は平成23年度からで、新しく始まるこれらの事業を、少しでも多くの農家の方に活用していただき、米以外の作物の生産、特産物の開発、販売につなげたいと考えています。

また、畜産共進会事業は、参加する畜産農家の減少や牛の出頭数の減少から、平成21年度で廃止とします。

■住宅リフォーム助成

町民の住宅環境の向上、町内の消費活動及び地域経済の活性化を図るため、平成22年度に限り、住宅リフォーム助成事業を実施します。この事

業は、町内の一戸建て住宅のリフォーム工事を対象に、材料を町内で調達し、町内の業者に工事を発注した町民に、その請負代金の30%（上限30万円）を助成するものです。

■教育関係

高浦中学校屋内運動場整備事業は、屋内運動場1,664㎡と、武道館450㎡をあわせ持つ施設で、現在、その設計業務を行っています。

また、学校施設の耐震化を図るため、石井小学校南校舎と屋内運動場の耐震補強工事を行うとともに、空調整備などの大規模改造や太陽光発電事業も取り入れるよう計画をしています。

■飯尾川公園いしいドーム

飯尾川公園いしいドームは、岡田企画株式会社に年間900万円以内で、平成22年度から平成24年度までの3年間、指定管理委託をすることになりました。

民間事業者のノウハウを活用した利用者サービスの向上に加え、石井町の「健康と福祉、文化とスポーツ」の拠点施設となることを目指します。

■クラシックコンサート

もっと身近にクラシックを

石井町実行委員会事業は、徳島県民文化祭スペシャルコンサートの連携コンサートとして、石井町での開催を計画しています。平成22年10月に、石井町中央公民館へ東京交響楽団を招致し、石井中学校のラスバンドと共演する企画となっています。

■清掃センター

塵芥処理事業として上浦最終処分場に埋立処分していた業務について、平成22年度から不燃物の処理は、これまでの埋立処理を廃止し、再生可能なごみは、民間の再生利用業者に業務を委託します。

粗大ごみの処理については、民間の再生利用業者に直接持ち込みできるように変更します。

議会の豆知識〜補正予算〜

補正予算とは、当初予算成立後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加や減額などの変更を加える必要が生じたときに編成する予算です。補正予算の成立には議会の議決が必要となります。

補正予算の金額の上には「△」の印が付いているものがあります。これは減額の補正を行ったということを示しています。

【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなり、平成22年度及び平成23年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

被保険者均等割額

43,990円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率

8.03%（被保険者が所得に応じて負担）

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額50万円です。  

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 43,990\text{円} + \{(\text{総所得金額} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率 } 8.03\%\}$$
- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	8.5割
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないとき	9割
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下	5割
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

※お問い合わせ先 長寿社会課 電話 674-6111

町長コラム

石井町も

「つぶやき」ます

石井町長 河野俊明

最近、インターネットを通じて新たなコミュニケーションツールとして話題の「ツイッター（Twitter）」をご存じでしょうか。「つぶやき」と呼ばれる短いメッセージを投稿することで、リアルタイムに情報を発信することができます。その利便性から、活用している政治家や自治体も増えているそうです。

石井町においても、ホームページ上からツイッターを運用する予定です。もっと気軽に多くの人に石井町のことを知ってもらい、さらには情報交換の活性化につながればと、その可能性に期待しています。皆さんも是非アクセスしてみてください。

常に時代の流れに関心を持ち、新しいものを取り入れることに臆することなく、何でもチャレンジすることが、私たち自治体にも求められています。

お知らせ  
Information



催し・講習

就業支援講習会

対象者▽母子家庭の母および寡婦等の方で、就業と自立に意欲のある方

会場▽県立総合福祉センター

受講料▽無料(テキスト代は負担)

訪問介護員養成研修2級課程

とき 6月6日～9月26日

申し込み締切 5月25日

パソコン講習(ワード検定)

とき 6月1日～7月12日

(月・火・木・金24日間)

午後6時30分～9時

申し込み締切 5月21日

パソコン講習(エクセル検定)

とき 6月14日～7月14日

(月・水・金12日間)

午前10時～午後4時

申し込み締切 6月4日

◎他にも講習はあります

就職支援セミナー

5月18日(午後1時～4時)

※ 徳島県母子寡婦福祉連合

会 ☎654・7418

募 集

住宅リフォーム補助事業  
制度を利用しませんか!

地域経済活性化のため、町内の施工業者を利用した個人住宅のリフォーム工事に補助金を交付します。

▼対象工事

石井町内の施工業者による工事費(税抜)が20万円以上の改修工事(未着工のものに限る)で、その資材等も原則町内で購入を希望とします。

▼補助金額

補助対象工事費(税抜)の30%(上限30万円)

▼応募資格

・石井町に住居登録または外国人登録をしている方で、町内に引き続き1年以上居住している方

・町内に住居を所有する方

・町税を滞納していない方

▼応募方法

往復ハガキに①住所②氏名③電話番号④施工予定業者名(住所・電話番号)⑤施工予定の詳細な内容⑥予定工事費(税抜)を記入のうえ、ご応募ください。

▼応募先

〒779-3295

石井町高川原字高川原121の1  
石井町役場 建設課

▼応募しめきり

6月4日(金)【当日消印有効】  
◎応募ハガキは、1世帯につき1通を厳守とします。

◎応募者多数の場合は、公開抽選となります。

※詳しくは、石井町ホームページまたは建設課へ

☎674・1117

中央公民館ホールの  
愛 称 募 集

石井町中央公民館ホールの愛称を募集しています。

石井町内の主要行事などに使われている中央公民館ホールに皆さんで愛称を付けてください。

▼応募方法

ハガキに愛称と応募者の住所・氏名・電話番号などを記入のうえ、ご応募ください。

▼応募先

〒779-3233  
石井町石井字石井480の1  
石井町中央公民館

▼応募しめきり

5月31日(月) 必着  
選考結果については、広報いしい155号(7月15日発行)

と石井ケーブルテレビ広報で発表します。

選考された愛称は、中央公民館ホール入口にプレートで明示し、これからの行事案内に使わせていただきます。

※中央公民館

☎674・2002

子 育 て

子ども手当の申請について

4月1日より、子ども手当制度が始まりました。対象となる世帯には、4月末に案内通知をお送りしていますので、ご確認ください。

▼対象者

4月1日現在、石井町に住居登録をしている方で、中学3年生までの子どもを養育している方

◎所得制限はありません。

▼支給額(平成22年度)

子ども一人につき

月額1万3,000円

▼申請について

3月末時点で「児童手当」を受給していた方は、原則申請の必要はありませんが、中学2・3年生の子どもがいる

場合は申請が必要です。

申請が必要な方には、認定請求書もしくは額改定請求書をお送りしていますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

▼申請に必要なもの

①印鑑②年金加入証明書または申請者の健康保険証の写し③申請者名義の通帳の写しなどがが必要です。

▼申請先

返信用封筒での郵送、または福祉生活課へ直接お越しください。

◎提出はお早めに

5月25日までに提出された方は、6月に支給いたします。また、9月30日までに申請の受付をしたものについては、4月分にさかのぼって支給いたします。

※福祉生活課

☎674・1116

乳幼児等医療の窓口変更

4月1日より、乳幼児等医療費助成事業の受付窓口が、保健センターから住民課へ変更になりました。

※住民課

☎674・1114

暮らし

課の再編について

4月1日より、次のとおり課の再編を行いました。

◆「産業経済課」から「いきいき産経課」へ課名変更

※いきいき産経課

☎674・1118

◆「企画財政課」から「財政課」へ課名変更

※財政課

☎674・7501

◆「秘書企画室」を新設

業務内容は、①秘書、文書受付②行政の総合的な企画及び連絡調整③町民のなんでも相談④広報に関することです。

※秘書企画室

☎674・1111(代表)

◆「保育支援室」を新設

業務内容は、①保育所の総括②幼保一元化に関することです。

※保育支援室

☎674・6849

石井警察署からのお知らせ

◆爆発物原材料となる化学物質の取り扱い者に対するお願い

爆発物原材料とは、警察庁

で指定されている11品目(過酸化水素、塩酸、硫酸、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム)を言います。

これらの盗難や紛失の届出のほか、取扱店の方には不審な購入希望者に関する情報提供をお願いします。

◆白鳥駐在所建て替え工事についての連絡

石井警察署石井町白鳥駐在所は、建て替え工事中です。

完成は、本年秋季を予定しています。これに伴い、白鳥駐在所勤務員は現在、石井警察署を拠点に活動しています。

※石井警察署

国民健康保険税の軽減(倒産・解雇・雇止めなど)

倒産・解雇・雇止めなどにより国民健康保険に加入される方は、国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

次のすべての条件に当てはまる方が対象となります。

・平成22年4月1日時点で国民健康保険に加入されている

方、またはそれ以降に国民健康保険に加入される方

・離職日が平成21年3月31日以降で、離職日時点の年齢が65歳未満の方

・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」の方

【軽減期間】

離職日の翌日から翌年度末まで軽減されます。

◎途中で就職しても、引き続き国民健康保険に加入される場合は軽減対象となります。

◎届出が遅れた場合でも、遡及して軽減を受けることができます。

【軽減内容】

前年中の給与所得をその30%とみなして国民健康保険税を計算します。

【申請手続き】

「平成22年度国民健康保険税納税通知書(7月上旬発送予定)」が届いたら、その納税通知書と雇用保険受給資格者証及び印鑑をご持参のうえ、税務課で申請手続きをしてください。

※税務課

☎674・1115

自動車税について

平成22年度の自動車税の納期限は5月31日(月)です。

◎「納税証明書」は、車検の際に必要ですので、大切に保管してください。

※東部県税局自動車税庁舎

☎641・2323

飯尾川公園いししいドームの運営業務に関するお知らせ

4月1日より、平成21年12月議会の議案第55号の議決により、岡田企画(株)が飯尾川公園いししいドームの指定管理者となり、管理運営していくことになりました。

これにより、岡田企画(株)のスポーツ施設運営に関する優れたノウハウを活かし、今後もししいドームが住民の健康増進の拠点として、親しまれ愛される施設となるように、より一層の充実を図っていきたいと考えています。

◎飯尾川公園いししいドームは、これまでと同じようにご利用いただけます。

※教育委員会 社会教育課

☎674・7505

清掃センターからのお知らせ

平成21年度清掃センターの排ガス・焼却灰・飛灰のダイオキシン類濃度の検査結果は、次のとおり全て法定基準値内でした。今後とも、徹底したダイオキシン対策に努め、ゴミの適正な焼却処理及び法定基準値内での運転管理に全力で取り組みます。

焼却施設	調査内容(単位)	基準値(許容限度)	H20年度	H21年度
	排ガス(ng-TEQ/m3N)	10	0.33	1.2
焼却灰(ng-TEQ/g)	3	0.0047	0.00076	
飛灰(ng-TEQ/g)	*	0.49	0.4	

\*飛灰の基準値は薬剤処理を行い、セメントで固化して最終処分場に埋立することとなり適用外です。(皆様の生活に影響を及ぼすことはありません)
ダイオキシン類の単位の説明 ①ナノグラム(ng)=10億分の1グラム
②TEQ=毒性等量(一番毒性の強いダイオキシンに換算した値)

※清掃センター

☎674・6842

**地域伝統文化功労表彰式  
高川原勇獅子保存会 (3月3日)**



伝統文化継承に取り組んできた高川原勇獅子保存会が、伝統文化活性化国民協会の伝統文化功労団体に選ばれ表彰を受けました。

**車いす寄贈 (2月26日)**



浦庄小学校児童から空き缶回収に励み購入した車いすが社会福祉協議会へ寄贈されました。

**いしい  
スナツプ**



**消防車両引渡式(3月14日)**



石井町から各消防団へ新しい消防車両5台が引渡されました。

**英語ミュージカル(3月6日)**



石井町中央公民館で英語指導助手らによる英語ミュージカル「ライオンキング」が上演されました。

**「石井町地域子育て応援団」結団式(3月5日)**



地域ぐるみで子育ての支援をするため、町内のNPO法人やボランティア団体により結成されました。

**「石井町高齢者宅見守り隊」発足式(4月1日)**



新聞や牛乳等販売店と石井町が協力し、お年寄りが安心して暮らせる町づくりを目指します。

**スポーツ少年団解団式(3月23日)**



石井町中央公民館で平成21年度石井町スポーツ少年団解団式が行われました。

**JICAボランティア表敬訪問(3月17日)**



青年海外協力隊としてポリビアへ赴任する佐古純一さん(藍畑)が石井町長を表敬訪問しました。

**藤まつり(4月17日～5月2日)**



4月25日写真撮影会の様子です。藤まつりは、今年も多くの観光客が町内外から訪れ、にぎわっていました。

**春の全国交通安全運動(4月6日～15日)**



4月4日には交通安全母の会などが参加し、街頭で交通安全を呼びかける事前キャンペーンが行われました。

**知事とウォーキング(4月4日)**



【遠藤達郎さんからの投稿】美しい桜が満開の前山公園周辺を飯泉知事とウォーキング。



山の木々が青々と茂ってきた今日この頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、広報いしい第151号（平成21年11月15日発行）の健康メモにおいて、がん予防には検診を年に一回は受けて早期発見・早期治療につなげることが重要だとお話ししました。

そこで今回の健康メモでは、がん予防のもう一つの柱である「がんを防ぐための生活習慣」についてお話ししたいと思います。

〈がんを防ぐための12か条とは？〉

どんなに年一回の検診を受けていても、どんなに生活習慣に気をつけていても、がんにかかることを100%防ぐことは不可能です。しかし、長年のがん研究の

成果として、生活習慣を変えることである程度がんの発症は防げるということが分かってきました。そこから生まれたのが「がんを防ぐための12か条」（左表のとおり）です。

ぜひ参考にしてください。この12か条を積極的に実践することで、がんの約60%（禁煙で30%、食生活で30%）が防げるだろうといわれています。皆さんもどれかひ

とつからでもいいので、今日から生活習慣を変えてみませんか？  
現在石井町では、各種がん検診（集団・個別）を実施中です。前立腺がん、乳・甲状腺

〈がんを防ぐための12か条〉

1. バランスのとれた栄養をとる

～目標は一日30品目摂取です～

2. 毎日、変化のある食生活を

～好きなものばかり食べて、ワンパターンになっていませんか？～

3. 食べ過ぎを避け、脂肪は控えめに

～動物性脂肪のとりすぎは乳がん・大腸がん等の原因となります～

4. お酒はほどほどに

～ビールなら中瓶1本、日本酒なら1合が一日の適量です～

5. たばこは吸わないように

～禁煙すれば5年後には、吸わない人と同程度までがんのリスクが下がります～

6. 食べ物から適量のビタミンと食物繊維を

～特に緑黄色野菜を多くとりましょう～

7. 塩辛いものは控えめに、熱すぎるものはさましてから

～食塩摂取は一日10グラム以下にして、胃や食道をいたわりましょう～

8. 焦げた部分は食べないように

～細菌の突然変異の原因になる可能性があります～

9. カビの生えたものに注意を

～チーズなど意図的にカビを生やしている食品は心配ありません～

10. 日光に当たりすぎない

～紫外線が皮膚がんの原因となることがあります～

11. 適度に体を動かす

～エレベーターよりも階段を使うなど、積極的に体を動かしましょう～

12. 体を清潔に

～毎日入浴をして体を清潔にすることはストレス解消にもつながります～



石井町健康マイレージ事業

昨年より始まった石井町健康マイレージ事業について、今年度も実施することとなりました。

◆健康マイレージ事業とは  
楽しく健康づくりをしてもらうため、各種健康イベントへの参加等をポイント化し、景品と交換する事業

◆対象者

町内在住の40歳以上の方

◆応募方法

役場や保健センターなどで配布している応募ハガキ兼ポイントカードに5ポイント貯め、平成23年3月31日までに応募してください。抽選で、健康グッズ等をプレゼントします。

※保健センター

☎674・0001

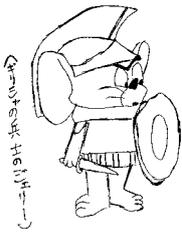
☎674・0001

腺（集団）については申込みが必要です。検診の申込み、日程・対象者等の詳細については、保健センターまでお問い合わせください。  
※保健センター

# イラスト紹介

## ふれあい広場

みんなの  
ページだよ!



北野伊織さん (高畑)



桑村悠矢さん (東高原)



上地茉莉さん (石井)



北野裕哉さん (高畑)



森本美沙季さん (城ノ内)



志磨克哉さん (下浦)



笠井綾乃さん (関)



中山 恵さん (関)



中山周平さん (関)



**100歳おめでとうございます**

小林カクノさん(桑島)  
明治43年3月14日生まれ

100歳の誕生日を迎えられた小林さんに、県と町からそれぞれ祝い状と祝い金が贈られました。これからも、どうぞお元気でお過ごしてください。



### 保育園であそぼう!



石井町で子育てしている皆さん、お友だちづくりのきっかけや集団遊びを体験してみませんか? まずは遊びに来てください。

◆日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時  
※さくら保育園地域子育て支援センター ☎675-0980

## 石井町環境美化ボランティア活動にご参加ください!

～公共の広場や町道の一斉清掃にご協力をお願いします～

日 時: <sup>「ゴミゼロ」</sup>5月30日(日曜日) 午前9時から(約1時間程度)  
場 所: 石井町内全域(お住まいの地域内でゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします)  
ゴミ集積場所: 清掃センターもしくはお近くの公民館分館(午前11時30分まで受付)

◎昨年まで10月に実施していた石井町一斉清掃活動については、今年から石井町が主催となって毎年5月の最終の日曜日に実施することに変更となりました。

※お問い合わせ先 福祉生活課 ☎674-1116

### 短歌・俳句・川柳紹介

雨多く

風に舞い

ひらひら落ちる

桜花

ジュータンの上

水仙花

寒さに耐えて

美しく

句ひ放ちて

春を待つかな

松島秀子さん(石井)

やよい月

赤く膨らむ

木瓜の木に

声ととのわぬ

ウグイスが鳴き

桑村千代子さん(下浦)

愛犬を

見送り涙

ほほつたい

真冬の空の

星と輝く

林明美さん(石井)

空に舞う

五月の風に

こいのぼり

未来に向い

幸多かれと

中山幸子さん(関)

花見の宴は

いつかいな

喜多盛さん(石井)

寒月や

紅梅ちらし

猫の恋

井内斐子さん(天神)

花見宴

みんなの笑顔

満開だ

泉史子さん(下浦)

初孫と

初めて行ける

花見かな

野口文子さん(石井)

さくらちる

かいわもはずむ

しわのかず

榎原歩実さん(城ノ内)

植田水

鉄塔揺らぐ

散歩道

阿部敏弘さん(石井)

縁側で

一人夢見て

日向ぼこ

吉岡悦子さん(関)

夕映えに

桜舞い散る

散歩道

遠藤藤恵さん(城ノ内)

前山を

知事と歩いた

さくら道

遠藤達郎さん(城ノ内)

公園で

周廻ウォーク

足試す

民保博さん(南島)

持ちたいな

感謝の気持ちと

ほほえみを

一宮一郎さん(石井)

ああでもない

こうでもない

笠輪千佐子さん(高畑)

手当など

無かった頃は

子沢山

井内宏さん(天神)



## 図書カードを当てよう！ 広報クイズ

○に入る数字は何でしょう？

【問1】平成22年度石井町一般会計当初予算の総額は、○○億8,300万円です。

【問2】「がんを防ぐための○○か条」で、生活習慣を見直しましょう。

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により **6月15日(火)必着**で  
ご応募ください。抽選で**5名**の方に**1,000円の図書カード**を進呈します。

【問1】○○億  
【問2】○○か条  
※記入例  
住所・氏名(フリガナ)・  
年齢(または学年)など

※3月号の答え「①11事業 ②ふじっこ号」3月号の当選者は次のとおりです【敬称略】、おめでとうございます。

森本美沙季(城ノ内)、遠藤達郎(城ノ内)、大西清美(国実)、綱木陽子(西覚円)、民保博(南島)

3月号の応募総数は67通でした。たくさんのご応募ありがとうございました。

### 応募方法

#### ●ハガキで

●広報クイズ

●短歌、俳句、川柳

●イラスト(かならず黒の油性ペンで書いてください)

●油性ペンで書いてください

●カラー不可

●サークル紹介

●作って欲しいコーナー・  
教えて欲しい事など

#### ●封書で

●赤ちゃん紹介など(写真  
と一緒にコメントも同封  
してください)

●広報いしいの表紙やいし  
いスナップを飾る写真  
(未発表作に限ります)

〒779-3295  
高川原字高川原1211-1  
石井町役場  
「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年  
齢(または学年)をかならず  
書いて郵便でお送り下さい。

なお、応募多数の場合は掲  
載できない場合があります。  
また、応募ハガキ等はお返  
しできませんので、あらかじ  
めご了承ください。

65歳以上の方へ

生活の中で弱ってきているところはありませんか？



## 介護予防のための『基本チェックリスト』

歳を重ねても今まで以上に生活や趣味を楽しみたいと思っている方も多いはず。「介護予防」とは、介護が必要になる前に予防を行い、できる限り要介護状態にならないようにする取り組みです。

**要介護・要支援の認定を受けていない65歳以上の方**は、介護予防のための『基本チェックリスト』を使って、あなたの生活や健康状態をチェックしてみましょう。

次の25項目の質問に、「はい」か「いいえ」で答えて○をつけ、その点数を数えてみましょう。

番号	質問項目	回答	
<b>A. 運動機能</b>			
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい 0点	いいえ 1点
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい 0点	いいえ 1点
3	15分くらい続けて歩いていますか	はい 0点	いいえ 1点
4	この1年間に転んだことがありますか	はい 1点	いいえ 0点
5	転倒に対する不安は大きいですか	はい 1点	いいえ 0点
<b>B. 栄養</b>			
6	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい 1点	いいえ 0点
7	BMI（肥満度）が18.5未満ですか ⇒BMIの求め方は、体重（kg）÷身長（m）÷身長（m） ※身長はcm（センチ）ではなく、m（メートル）を使います	はい 1点	いいえ 0点
<b>C. 口腔（こうくう）機能</b>			
8	半年前に比べて固い物が食べにくくなりましたか	はい 1点	いいえ 0点
9	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい 1点	いいえ 0点
10	口の渇きが気になりますか	はい 1点	いいえ 0点
<b>D. 生活機能全般（「できる・できない」ではなく、「している・していない」が大事です）</b>			
11	バスや電車を利用して1人で外出していますか	はい 0点	いいえ 1点
12	日用品の買い物をしていますか	はい 0点	いいえ 1点
13	預貯金の出し入れをしていますか	はい 0点	いいえ 1点
14	友人の家を訪ねていますか	はい 0点	いいえ 1点
15	家族や友人の相談にのっていますか	はい 0点	いいえ 1点
16	週に1回以上は外出していますか	はい 0点	いいえ 1点
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい 1点	いいえ 0点
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい 1点	いいえ 0点
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい 0点	いいえ 1点
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい 1点	いいえ 0点
<b>E. こころ</b>			
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

① Aの合計が 3点以上

② Bの合計が 2点

③ Cの合計が 2点以上

④ A～Dの合計が10点以上

『基本チェックリスト』の結果はいかがでしたか？

- 左の①～④のいずれかに該当する方は、生活機能の低下のおそれがあります。石井町では、介護予防事業を実施しています。事業に参加を希望される方は、利用が適切かどうかの検査（生活機能評価）が必要ですので、長寿社会課までお問い合わせください。
- 「E. こころ」の項目で「はい」にいくつか該当し、お悩みがある方は、長寿社会課までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 長寿社会課 電話 (088) 674-6111